

# 山口県中小企業制度融資のご利用にあたって

## 1 山口県中小企業制度融資について

県と民間金融機関が協調して行う融資制度で、県が制度の条件を定め、貸付原資の一部を負担し、民間金融機関の審査を経て融資が実行されます。※推薦等があっても、ご希望に沿えない場合があります。

## 2 ご利用いただける方

次の要件等をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 規模：資本金、従業員数のいずれかが適合している中小企業者

業種	資本金又は出資の総額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業は資本金又は出資の総額及び従業員数が別に定められています。

※ 事業協同組合など、特別の法律により設立された組合や特定非営利活動法人（NPO法人）も原則、対象となります。

- (2) 業種：農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種（一部、業種によっては対象外）

- (3) 事業歴：県内に事業所を有し、6月以上継続して事業を行っていること（一部の資金は要件を緩和）

## 3 金利 固定金利

## 4 保証料率「山口県信用保証料率低減事業補助金」により保証料の軽減を図っています。（年%）

責任共有制度対象	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
引下げ（軽減）率	△0.45	△0.41	△0.36	△0.32	△0.27	△0.23	△0.19	△0.14	△0.11
保証料率(制度融資)	1.45	1.34	1.19	1.03	0.88	0.77	0.61	0.46	0.34

責任共有制度対象外	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
引下げ（軽減）率	△0.44	△0.40	△0.36	△0.32	△0.27	△0.22	△0.18	△0.14	△0.10
保証料率(制度融資)	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40

- (1) 中小企業者の財務要因等を考慮して、①～⑨区分のいずれかの信用保証料率を適用します。なお、「経営力強化支援資金」は、1区分低い保証料率を適用し、また、「事業承継支援資金」の一部については、経営者保証コーディネーターにより事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合には、年0.09～0.70%の保証料率を適用します。

- (2) 創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証、経営安定関連保証、災害関係保証等に該当する場合は、上表に関わらず年0.65%を適用します。

- (3) 経営安定資金（伴走支援枠）に係る保証料率は、年0.85%\*1（経営者保証免除対応の場合、0.20%を上乗せします）。

※1 0.15%に相当する額を県が補助し、0.65%に相当する額を国が補助する（経営者保証免除対応の場合、0.85%に相当する額を国が補助する）。⇒事業者実質負担0.05%

- (4) 事業再生計画実施関連保証に係る保証料率は、責任共有対象 年0.65%、責任共有対象外 年0.85%を適用します。

- (5) 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）に係る保証料率は、責任共有対象 年0.80%\*2、責任共有対象外 年1.0%\*3（経営者保証免除対応の場合、0.20%を上乗せします）。

※2 0.15%に相当する額を県が補助し、0.60%に相当する額を国が補助する（経営者保証免除対応の場合、0.80%に相当する額を国が補助する）。⇒事業者実質負担0.05%

※3 0.15%に相当する額を県が補助し、0.80%に相当する額を国が補助する（経営者保証免除対応の場合、1.0%に相当する額を国が補助する）。⇒事業者実質負担0.05%

- (6) 創業応援資金（一般枠）については、山口県信用保証協会の協力で、より低い保証料率（年0.5%）が適用される場合があります。

### 責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が融資金額について責任を共有し（信用保証協会80%、金融機関20%）、両者が連携して中小企業者の経営支援などを行うことを目的とした制度です。

### 責任共有制度の対象外となるもの（信用保証協会が100%保証するもの）

小規模企業支援小口資金のほか、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた際の危機関連保証や大型倒産発生により影響を受けている方などを対象とした経営安定関連保証（1号から4号、6号）など、信用保証協会が100%保証するものがあります。詳しくは、山口県信用保証協会にお尋ねください。

## 5 お申込み先

県内の各銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金の県内店、山口県信用農業協同組合連合会、山口県農業協同組合、山口県中小企業団体中央会（組合事業資金のみ）

## 6 お問い合わせ先（以下のほか、各市町、商工会議所、商工会等でもご相談に応じています。）

山口県商工労働部 経営金融課 金融支援班	山口市滝町1-1		TEL 083-933-3188 FAX 083-933-3209
山口営業店	山口市中央4丁目5-16	山口県商工会館内	TEL 083-921-3091
下関支店	下関市岬之町8-11		TEL 083-223-6231
宇部支店	宇部市島町3丁目6-18		TEL 0836-21-7361
周南支店	周南市緑町1丁目75-2		TEL 0834-31-5060
柳井支店	柳井市中央2丁目15-1	柳井市商工会館内	TEL 0820-22-0560
岩国支店	岩国市今津町1丁目18-1	岩国商工会館内	TEL 0827-21-5125
萩支店	萩市大字唐樋町50		TEL 0838-25-2010

### (参考) 設備貸与制度

内容	限度額	利率	貸与期間	お問い合わせ先
経営の革新を図る小規模企業者や創業者等が必要とする設備の貸与(割賦又はリース)	1億円	別に定める貸与料、リース料	10年以内 (据置1年以内)	(公財)やまぐち産業振興財団 TEL 083-922-3700

# 令和3年度 山口県中小企業制度融資のご案内

# やまぐちサポート融資

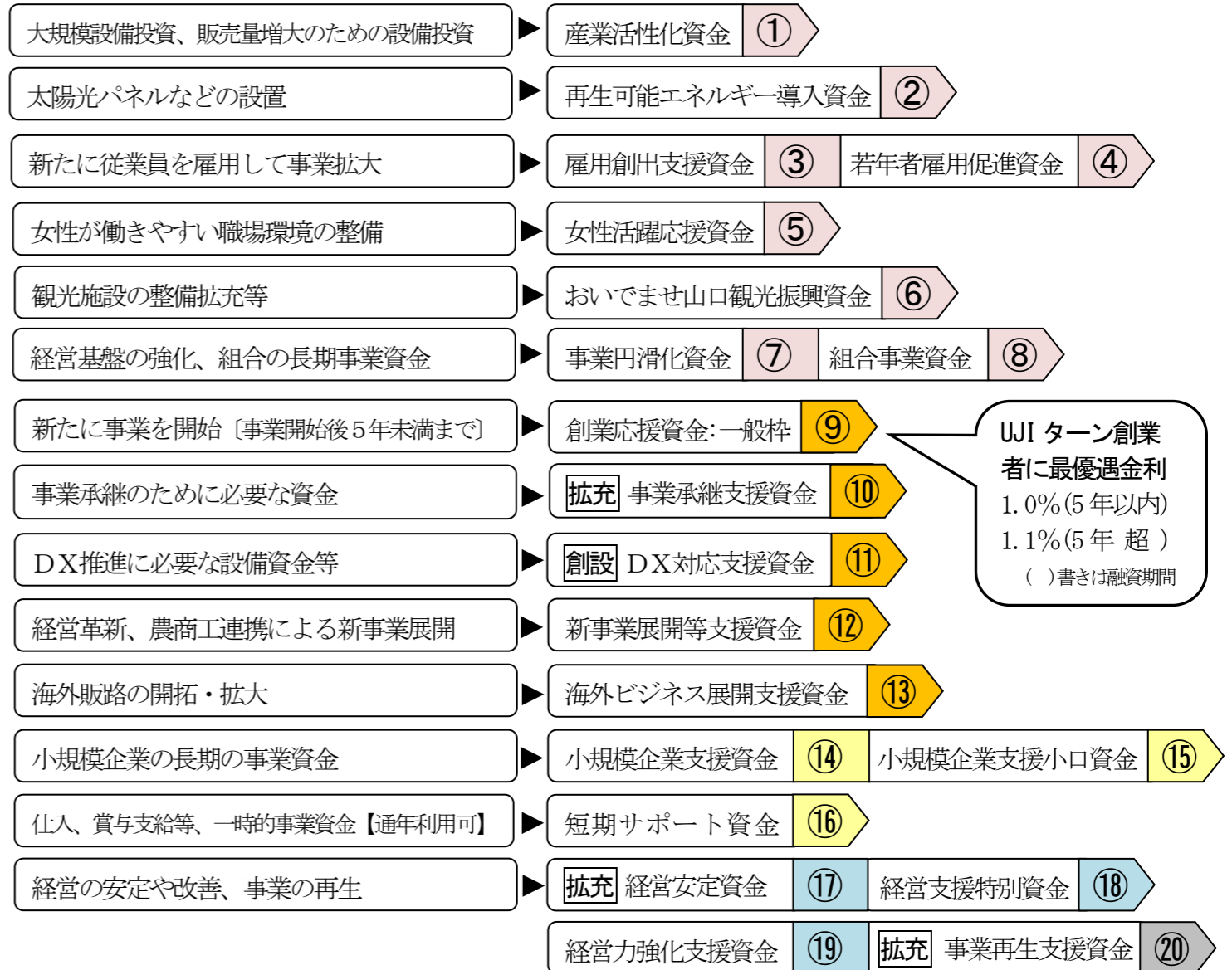
## 令和3年度の主な制度改正

**拡充** 経営安定資金 …… 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営改善の取組を支援するため、伴走支援枠を創設

**創設** DX対応支援資金 …… DX推進に取り組む中小企業者を支援する資金を創設

**拡充** 事業承継支援資金 …… 円滑な事業承継を支援するため、融資限度額を2億円へ拡充

## 例えば、こんなときにご利用ください（詳細については中面参照）



令和3年度山口県中小企業制度融資一覧表（令和3年4月1日現在）

※1 融資利率の( )書きは責任共有制度対象外(裏面参照)となるものに適用されます。 ※2 保証料率の詳細は裏面参照。 ※3 融資期間の( )書きは据置期間(融資期間の内数)です。

資金名		融資の対象	融資限度額(千円)	融資利率 <sup>※1</sup> (年%)	保証料率 <sup>※2</sup> (年%)	融資期間 <sup>※3</sup> (年以内)	保証人	担保	備考
経営基盤強化資金	① 産業活性化資金	・産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資 ・地域未来投資促進法の承認計画に基づき、地域経済牽引事業を実施するため	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。		事前に商工会議所等の推薦が必要な場合あり
		・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るため ・商店街施設(商店街を構成する個店を含む)における店舗の改装や空き店舗利用のための改修等	500,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9) 10年超 2.3 (2.1)		運転 5 (1年) 設備 20 (2年)	保証料率の場合は、山口県信用保証協会の定めるところによる。保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。		融資対象要件について事前に県の認定が必要
	② 再生可能エネルギー導入資金	・再生可能エネルギー設備等を導入するために必要な資金		5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8) ※保証料( )の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76				一定の要件を満たせば「地球温暖化対策施設等整備資金」(環境政策課所管)の利用が可能
	③ 雇用創出支援資金	・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの ・全体の雇用の減少を伴わずに、令和3年4月以降に県内の新規学卒未就職者(新卒3年以内)又は山口ごとセンター登録者等を1人以上常用労働者として雇用し、又は今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの等	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)					等が必要とする資金
	④ 若年者雇用促進資金	・雇用の減少を伴わずに、2人以上の若年者を常用労働者として雇用*する中小企業者等が必要とする資金		5年以内 1.2 (1.0) 5年超 1.3 (1.1)		10 (2年)			※令和3年4月1日以降の県内外の若年者(新規学卒者等)の雇用等が対象
	⑤ 女性活躍応援資金	・女性が働きやすい職場環境づくりのための雇用環境の改善等 ・女性の職場における活躍促進のための環境づくり等(女性活躍推進法の一般事業主行動計画の実施に伴うものに限る)	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。		※「やまぐち子育て応援企業」、「やまぐちイクメン応援企業」及び「やまぐち女性の活躍推進事業者」に限る。
	⑥ おいでませ山口観光振興資金	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充 ・県内の観光振興に資する事業	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6) 10年超 2.0 (1.8)		運転 5 (1年) 設備 15 (2年)			事前に市町長又は商工会議所等又は一般社団法人山口県観光連盟の推薦が必要
	⑦ 事業円滑化資金	・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要とする資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.4 (2.2) 10年超 2.5 (2.3)					
⑧ 組合事業資金	・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.0 (1.8) 5年超 2.1 (1.9) ※保証料( )の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (6月) 設備 10 (1年)		必要	事前に中央会の推薦が必要(チケット組合以外は、商工中金、山口銀行及び西京銀行のみ取扱い)	
創業・新事業展開支援資金	⑨ 創業支援資金	一般枠 【責任共有制度対象外資金】	・商工会議所等又は取扱金融機関店舗から事業計画についての推薦を受けた以下のものが必要とする資金 ① 1月以内 <sup>※1</sup> に新事業を開始する具体的計画を有するもの(事業を営んでいない個人) ② 2月以内 <sup>※1</sup> に新会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの(同上) ③ 自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの(中小企業者である会社) ④ 事業開始日以後、5年未満の個人 ⑤ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、設立日以後5年未満のもの ④ 会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、設立日以後5年未満のもの	35,000 (Aタイプ+Bタイプの限度額) I Aタイプ 20,000 II Bタイプ 15,000(①、②は同額の自己資金が必要)	5年以内 1.3 [1.0] 5年超 1.4 [1.1] 【】書きは、令和2年4月1日以降に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6月以内のものに限る。	すべて保証付き 0.65 (融資対象④、⑤の一部については0.5%となる場合あり)	10 (1年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	I Aタイプ 創業関連保証の対象であることが必要 II Bタイプ 創業等関連保証の対象であることが必要 ※認定特定創業支援事業(市町等が実施)の支援を受けた場合、※1はそれぞれ「6月以内」となる。
		再チャレンジ枠 【責任共有制度対象外資金】	・再起業を行おうとするもの又は既に再起業しているもの(いずれも申込時点で過去の廃業等の日から5年を経過していないものに限る)であって、早期再挑戦・再挑戦支援窓口を設置する商工会議所等の推薦を受けたものが必要とする資金	20,000	5年以内 1.5 5年超 1.6	すべて保証付き 0.65			再挑戦支援保証の対象であることが必要
	⑩ 事業承継支援資金	・中小企業者の経営を承継するため、以下のものが必要とする資金等 ① 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の規定による認定を受けたもの ② 事業引継ぎ支援センター設置団体の推薦を受けたもの ・信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの 上記に該当し、かつ、以下の①から④までの要件をすべて満たすこと等 ① 資産超過であること、② EBITDA有利負債倍率〔(借入金+社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)〕が10倍以内であること、③ 法人・個人の分離がなされていること、④ 返済緩和している借入金がないこと	200,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)			経営者保証コーディネーターにより事業承継計画及び財務内容その他経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を軽減
	⑪ DX対応支援資金	・DX推進に取り組む中小企業者等が必要とする資金		5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)			必要に応じて 徴求
	⑫ 新事業展開等支援資金	・中小企業等経営強化法の承認計画に基づき経営革新のための事業を行うもの ・農工商等連携促進法又は中小企業地域資源活用促進法の認定計画に基づき事業を行うもの ・公共工事地産地消推進モデル事業、やまぐち6次産業化・農工商連携推進事業など県産品の消費や利用を促進する事業を行うものであって、一定の要件を満たすもの ・県中小企業支援センター又は商工会議所等からビジネスプランについての推薦を受けて、新たな取組又は農工商連携や県の指定する地域資源の活用による事業展開を行うもの	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。		農業へ参入する場合、一定の要件を満たせば「農業近代化資金」(ぶちうまやまぐち推進課所管)等の利用が可能
⑬ 海外ビジネス展開支援資金	・海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開するために必要な資金	10,000	1.7 (1.5)		運転 5 (1年)				
支援資金	⑭ 小規模企業支援資金	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人 <sup>※</sup> )以下)が必要とする資金	40,000 (セーフティネット保証5号対象者は80,000)	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。		必要に応じて 徴求 ※一部業種については、別に定めあり
	⑮ 小規模企業支援小口資金 【責任共有制度対象外資金】	・小規模企業(常用雇用者数が20人(商業・サービス業の場合は5人 <sup>※</sup> )以下)が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円以下となるもの	20,000	5年以内 1.5 5年超 1.6	すべて保証付き 0.40~1.76	10 (1年)		原則 不要	小口零細企業保証制度対象資金 ※一部業種については、別に定めあり
	⑯ 短期サポート資金	・商品仕入、諸決済又は賞与支給等のため、一時的に必要なとする資金	8,000 (不況業種は10,000 組合は48,000)	1.9 (1.7) ※保証料( )の利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 6月	保証料率の場合は、山口県信用保証協会の定めるところによる。保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。		必要に応じて 徴求
経営安定支援資金	⑰ 経営安定資金	一般枠	・中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき市町長の認定を受けたもの ・災害等突発的な事態の生起又は社会的、経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっているもの ・経営の安定に著しい支障が生じている企業で、商工会議所等の推薦を受けたもの	80,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)		必要に応じて 徴求※ 運賃倒産防止分は取引先が指定再生手続開始申立等事業者者に指定されていることが必要 ※連鎖倒産防止分及び商工会議所等推薦分は原則として担保不要
		伴走支援枠	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むのが必要とする資金	40,000	5年以内 1.7 (1.5) 5年超 1.8 (1.6)	すべて保証付き 0.85 <sup>※</sup> 経営者保証免除対応の場合、+0.20	10 (5年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	・売上減少要件あり ※伴走支援枠は、保証料率について事業者実質負担0.05%
	⑱ 経営支援特別資金	・売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金	80,000		すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)			必要に応じて 徴求
	⑲ 経営力強化支援資金 【責任共有制度対象資金】	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うものが必要とする資金	280,000		すべて保証付き 0.34~1.60	運転 5 (1年) 設備 7 (1年) (保証付き既借入金の場合(借入金の範囲内)は、責任共有制度の対象除外)			・経営力強化保証制度対象資金 ・責任共有制度の対象除外となる保証協会の保証付きの既借入金を借り換える場合(既借入金の範囲内)は、責任共有制度の対象除外
⑳ 事業再生支援資金 【責任共有制度対象資金】	・認定支援機関(中小企業再生支援協議会及び産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等が必要とする資金	280,000 (組合等は480,000)		取扱金融機関所定の利率	すべて保証付き 0.65 (責任共有対象外 0.85) すべて保証付き 0.80 <sup>※</sup> (責任共有対象外 1.0 <sup>※</sup> ) 経営者保証免除対応の場合、それぞれ+0.20	15 (1年) 15 (5年)	山口県信用保証協会の定めるところによる。	・事業再生計画実施関連保証制度対象資金 ・事業再生計画実施関連保証(感染対応型)制度対象資金 ※保証料率は責任共有対象・対象外、経営者保証免除対応いずれも事業者実質負担0.05%	